

令和2年第2回定例会 令和2年度補正予算などを可決

第2回定例会が、6月4日から6月12日までの9日間の会期で開催され、常任委員会による議案審査、さらには2人の一般質問を行い、下表のとおり全議案を議決して閉会しました。



6月4日
開会
提案理由説明

6月8日
議案質疑・
委員会付託

6月9日・10日
常任委員会審査
16議案の審査

6月11日
一般質問
2人

第2回定例会 提出議案等の審議結果

議案番号等	議案名等	審議結果
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）	原案承認 ★
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
議案第41号	笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて	原案同意 ★
議案第42号	笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて	原案同意 ★
議案第43号	笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第44号	笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第45号	笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第46号	笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第47号	笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第48号	笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第49号	笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例について	原案可決
議案第50号	市道路線の廃止及び認定について	原案可決
議案第51号	工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）	原案可決
議案第52号	工事請負契約の締結について（橋梁上部工事（仮称北山橋））	原案可決
議案第53号	動産購入契約の締結について（はしご付消防自動車購入）	原案可決
議案第54号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
議案第55号	令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第56号	令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第57号	令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第58号	令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
陳情2-1号	国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書	継続審査
議員提出議案第1号	笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

★は6/4、その他は6/12議決

議会のポイント（裏表紙へ）

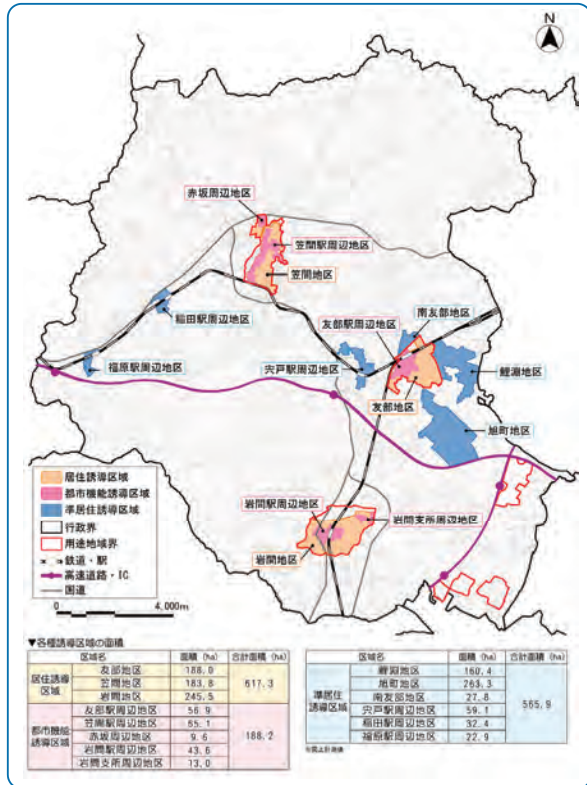


賛否が分かれた議案 (賛成 ○ 反対 ● 欠席 欠 ※「-」議長は採決に加わりません。)

議案番号	議決結果	議 員 名																						
		坂本奈央子	安見 貴志	内桶 克之	田村 幸子	益子 康子	中野 英一	林田美代子	田村 泰之	村上 寿之	石井 栄	小松崎 均	畑岡 洋二	石田 安夫	藤枝 浩	西山 猛	石松 俊雄	大貫 千尋	大関 久義	市村 博之	小園江一三	石崎 勝三	飯田 正憲	
議案第 47 号	可決	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第 49 号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議員提出 議案第 1 号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

議案紹介 このような議案を審議しました！ 主な議案を紹介します。

各種誘導区域図【全体図】



笠間市立地適正化計画は、市 HP (https://www.city.kasama.lg.jp/data/doc/1589510984_doc_78_0.pdf) でご覧になれます。また広報かさまの連載「まちづくりナビ」でも詳しく解説されています。

議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例について

この条例は、都市再生特別措置法に基づく笠間市立地適正化計画が令和2年3月に策定され、これらに基づく届出制度が10月から開始となることから、届出に関する必要な事項について定めるものです。

- 届出の対象となるのは、
- 一定規模以上の住宅 (居住誘導区域外、準居住誘導区域外)
 - 誘導施設 (都市機能誘導区域外) の開発、建築行為と
 - 誘導施設の休廃止 (都市機能誘導区域内)

となっているため、一般の戸建て住宅はこれまでどおり届出の必要はありません。

都市再生特別措置法に基づく建築等の届出制度の開始に伴う条例制定

一定規模以上の住宅、誘導施設とは？

- 一定規模以上の住宅には「3戸以上の住宅」、「1,000㎡以上の1～2戸の住宅」が該当し、有料老人ホームなどの住宅も含まれます。
- 誘導施設には医療、商業、金融などの生活利便施設が該当します。

全国市議会議長会 及び 茨城県市議会議長会表彰

それぞれの議長会から一定年数在职された議員が表彰を受けましたのでご紹介します。

在職 25 年以上 石崎 勝三 在職 15 年以上 大貫 千尋
 在職 15 年以上 西山 猛 在職 15 年以上 藤枝 浩

※各議長会の表彰規程により、合併前の町議会の期間は1期4年を2分の1として在职期間に通算されます。